

令和 5 年度

みなみちたの 保育所概要



南知多町厚生部健康子育て室

〒470-3495

愛知県知多郡南知多町大字豊浜字貝ヶ坪 18

Tel(0569)65-0711 Fax(0569)65-0694

<http://www.town.minamichita.lg.jp/main/>

もくじ

児童福祉の基本理念	1
1 南知多町の概要	2
(1)南知多町役場所在地 (2)町の位置 (3)町の区域別面積 (4)町制施行 (5)保育所・小中学校	
2 健康子育て室の組織及び事務分掌	3
3 南知多町の人口・学齢前児童数及び保育所入所児童数の推移	4
(1)人口の推移 (2)学齢前児童数・保育所入所児童数の推移	
4 保育所の現況	5
(1)入所児童数の推移 (2)入所定員と入所率の推移 (3)保育所入所児童数 (4)保育所入所状況 (5)保育の実施基準別状況調べ	
5 保育事業等	9
(1)0・1歳児保育 (2)早朝・延長保育 (3)障がい児保育 (4)一時保育 (5)子育て支援事業 (6)ファミリー・サポート・センター事業 (7)療育事業 (8)育児支援事業 (9)苦情解決制度 (10)保育所園庭開放	
6 保育所職員の配置状況	13
7 屋外遊具の設置状況	14
8 保育料徴収基準額表	15
9 保育所運営費の財源内訳.....	16
(1)平成30年度～令和4年度実績 (2)園児1人当たりの経費	
10 台風、大雨等異常気象時の対応について	18
11 保育所給食について	19
12 子ども・子育て支援新制度について	20
13 保育所入所申し込みの手引き	22
14 保育所施設の状況	26
15 保育所配置図	27

児童福祉の基本理念

児童福祉法第1章総則

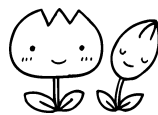
第1条 全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する。

第2条 全て国民は、児童が良好な環境において生まれ、かつ、社会のあらゆる分野において、児童の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう努めなければならない。

2 児童の保護者は、児童を心身ともに健やかに育成することについて第一義的責任を負う。

3 国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う。

第3条 前2条に規定するところは、児童の福祉を保障するための原理であり、この原理は、すべて児童に関する法令の施行にあたって、常に尊重されなければならない。



まちの保育目標

現在を最もよく生き、望ましい未来をつくり出す力の基礎を培う

心身ともにたくましく よく遊ぶ子ども

1 南知多町の概要

(1) 南知多町役場所在地

愛知県知多郡南知多町大字豊浜字貝ヶ坪18番地

TEL (0569) 65-0711(代表)

FAX (0569) 65-0694

〒 470-3495

Email kenko@town.minamichita.lg.jp *健康子育て室

(2) 町の位置(令和5年7月1日)

東 経	北 緯	東西最長	南北最長	標 高	総面積
136° 55' 47"	34° 42' 55"	15.0 km	12.1 km	0~128m	38.23km ²

(3) 町の区域別面積(令和5年7月1日)

区 分	総 数	市街化区域	市街化調整区域	都市計画区域外
面 積(ha)	3,823	406	3,246	171
構成比(%)	100.0	10.62	84.91	4.47

(4) 町制施行 昭和36年6月1日

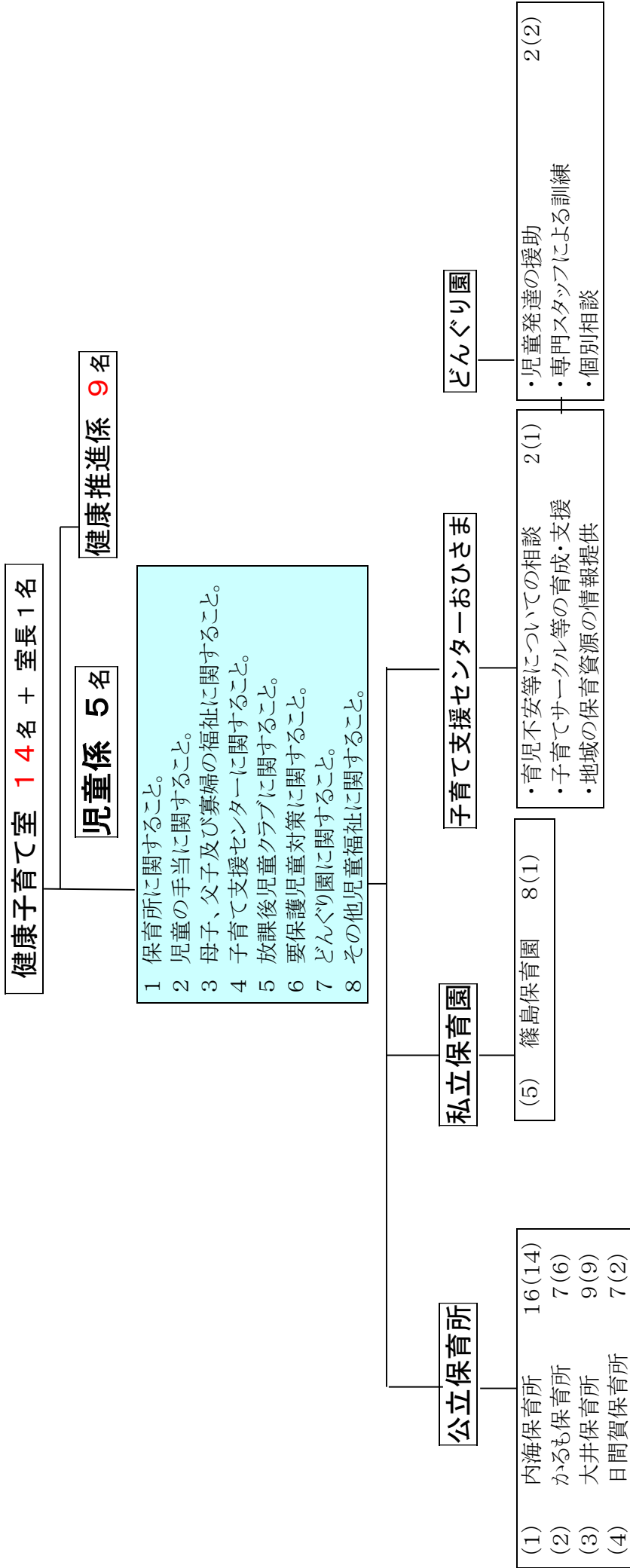
(5) 保育所・小中学校 (令和5年4月1日)

地 区	保 育 所	小 学 校	中 学 校
内 海	内海保育所	内海小学校	南知多中学校
豊 浜	かるも保育所	豊浜小学校	南知多中学校
師 崎	大井保育所	みさき小学校	南知多中学校
篠 島	篠島保育園(私立)	篠島小学校	篠島中学校
日間賀島	日間賀保育所	日間賀小学校	南知多中学校
5地区	5保育所(園)	5小学校	2中学校

2 健康子育て室の組織及び事務分掌

* 職員数 (令和5年4月1日現在)

厚生部



※各施設の職員数は調理員も含む。()内は、短時間再任用職員及び会計年度任用職員。

※内海保育所16名の内、1名は篠島保育園からの出向。

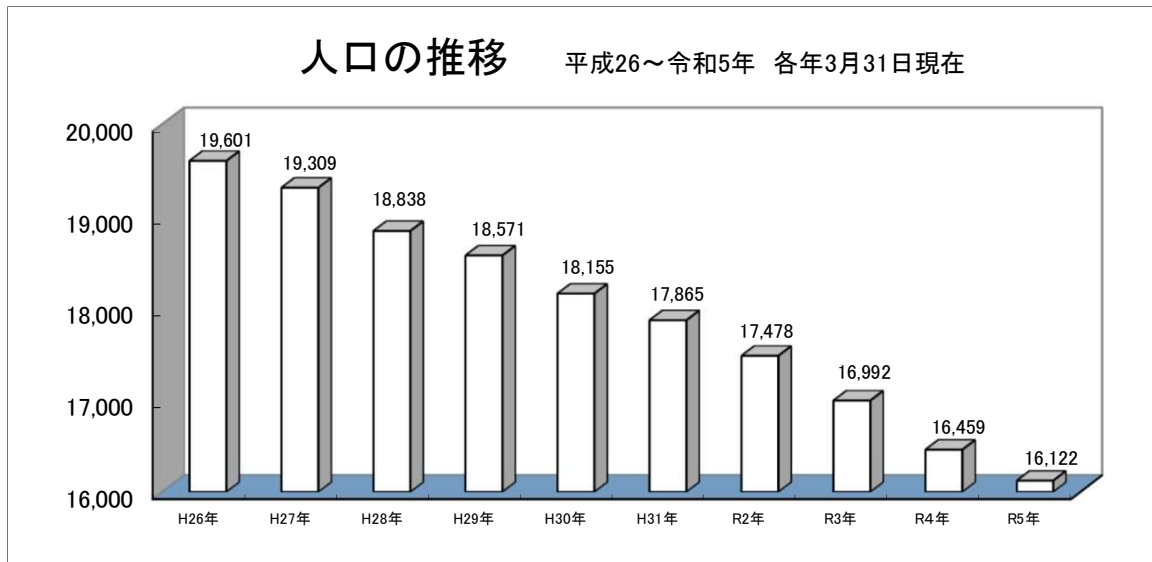
※篠島保育園8名の内、3名は南知多町より派遣。()内は、臨時職員。

3 南知多町の人口・学齢前児童数及び保育所入所児童数の推移

(1) 人口の推移

各年3月31日現在 単位:人

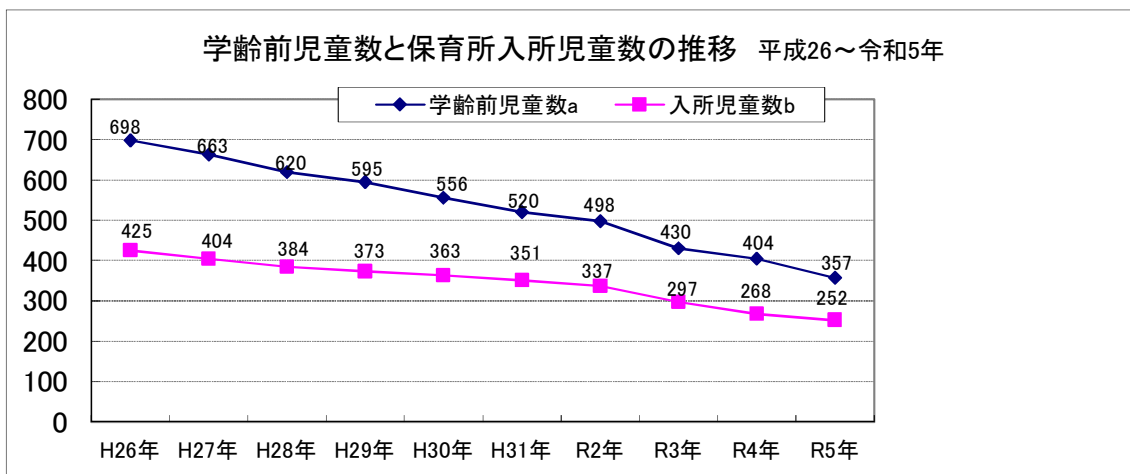
年	H26年	H27年	H28年	H29年	H30年	H31年	R2年	R3年	R4年	R5年
人口	19,601	19,309	18,838	18,571	18,155	17,865	17,478	16,992	16,459	16,122



(2) 学齢前児童数・保育所入所児童数の推移

各年4月1日現在(私的契約児・特別利用保育認定児含む。) 単位:人

年度	H26年	H27年	H28年	H29年	H30年	H31年	R2年	R3年	R4年	R5年
学齢前児童数a	698	663	620	595	556	520	498	430	404	357
入所児童数b	425	404	384	373	363	351	337	297	268	252
入所率b/a	60.9%	60.9%	61.9%	62.7%	65.3%	67.5%	67.7%	69.1%	66.3%	70.6%



4 保育所の現況

(1)入所児童数の推移

(単位:人)

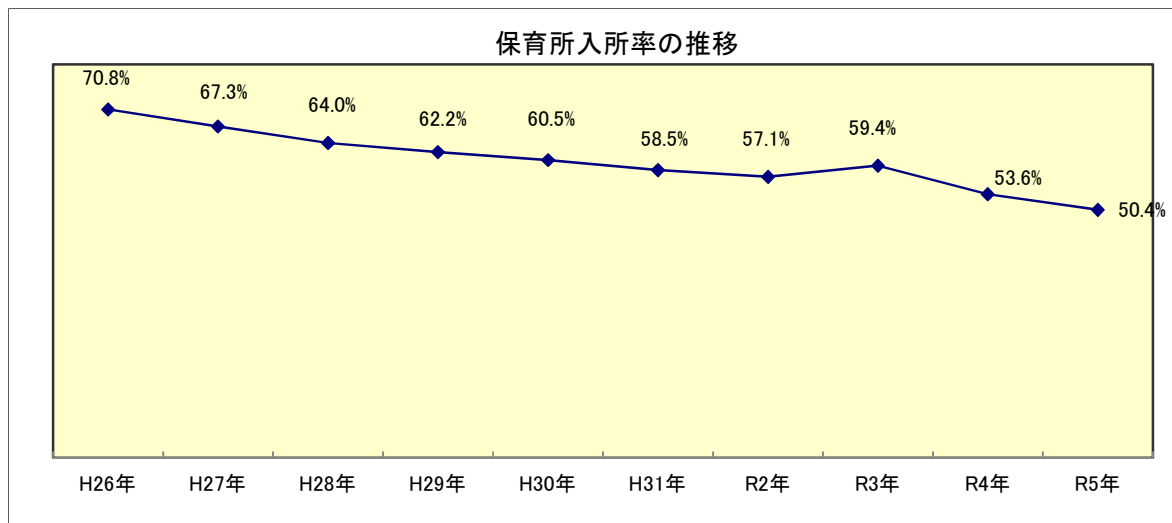
	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
内海	130	136	119	112	102	104	101	91	86	83
中洲	休園	廃園	廃園	廃園	廃園	廃園	廃園	廃園	廃園	廃園
かるも	99	100	97	89	80	69	73	58	46	38
豊浦	休園	廃園	廃園	廃園	廃園	廃園	廃園	廃園	廃園	廃園
大井	40	35	34	36	32	34	34	59	54	54
師崎	59	45	43	40	37	36	32	廃園	廃園	廃園
日間賀	46	37	43	45	66	65	56	47	42	30
小計	374	353	336	322	317	308	296	255	228	205
須佐	廃園	廃園	廃園	廃園	廃園	廃園	廃園	廃園	廃園	廃園
篠島	51	51	48	51	46	43	41	42	40	47
小計	51	51	48	51	46	43	41	42	40	47
合計a	425	404	384	373	363	351	337	297	268	252

各年4月1日現在 特別利用保育認定児含む

(2)入所定員と入所率の推移

(単位:人)

施設名	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
内海	170	170	170	170	170	170	170	170	170	170
中洲	休園	廃園	廃園	廃園	廃園	廃園	廃園	廃園	廃園	廃園
かるも	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
豊浦	休園	廃園	廃園	廃園	廃園	廃園	廃園	廃園	廃園	廃園
大井	90	90	90	90	90	90	90	90	90	90
師崎	90	90	90	90	90	90	90	廃園	廃園	廃園
日間賀	90	90	90	90	90	90	90	90	90	90
小計	540	540	540	540	540	540	540	450	450	450
須佐	廃園	廃園	廃園	廃園	廃園	廃園	廃園	廃園	廃園	廃園
篠島	60	60	60	60	60	60	50	50	50	50
小計	60	60	60	60	60	60	50	50	50	50
合計b	600	600	600	600	600	600	590	500	500	500



※平成15年4月1日～中洲保育所休園

※平成17年4月1日～豊浦保育所休園

※平成23年度末～須佐保育園廃園

※平成26年度末～中洲・豊浦保育所廃園

※令和2年度末～師崎保育所廃園

(3) 保育所入所児童数

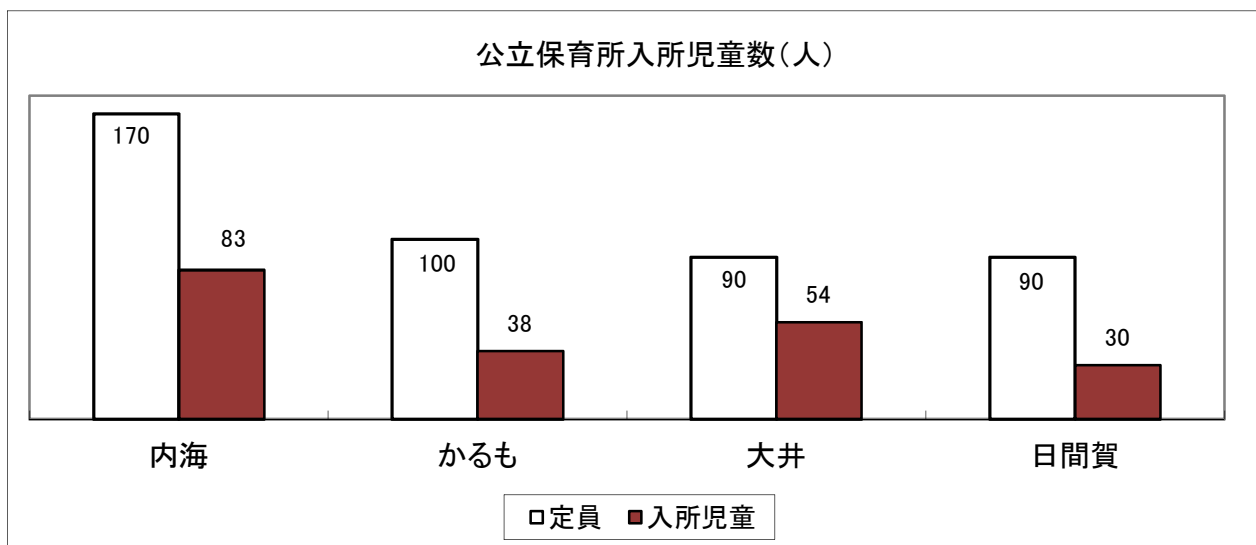
令和5年4月1日現在

	施設名	定員	入所総数	種別	小計	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	実施率	入所率
1	内海保育所	170	83	特別	16	0	0	0	9	6	1	39.4%	48.8%
				保育	67	0	9	10	16	15	17		
2	かるも保育所	100	38	特別	9	0	0	0	3	4	2	29.0%	38.0%
				保育	29	0	0	6	3	7	13		
3	大井保育所	90	54	特別	3	0	0	0	1	1	1	56.7%	60.0%
				保育	51	1	4	4	11	15	16		
4	日間賀保育所	90	30	特別	0	0	0	0	0	0	0	33.3%	33.3%
				保育	30	0	0	6	6	12	6		
	小計	450	205	特別	28	0	0	0	13	11	4	39.3%	45.6%
				保育	177	1	13	26	36	49	52		
5	篠島保育園	50	47	特別	1	0	0	0	0	0	1	92.0%	94.0%
				保育	46	0	0	6	13	5	22		
	小計	50	47	特別	1	0	0	0	0	0	1	92.0%	94.0%
				保育	46	0	0	6	13	5	22		
	合計	500	252	特別	29	0	0	0	13	11	5	44.6%	50.4%
				保育	223	1	13	32	49	54	74		
	総合計	500	252			1	13	32	62	65	79	252	a
就学前児童数（0歳～5歳）						38	59	51	63	65	81	357	b
年齢別入所率						2.6%	22.0%	62.7%	98.4%	100.0%	97.5%	70.6%	a/b

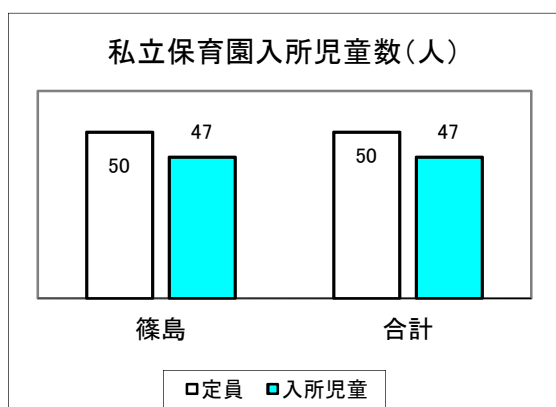
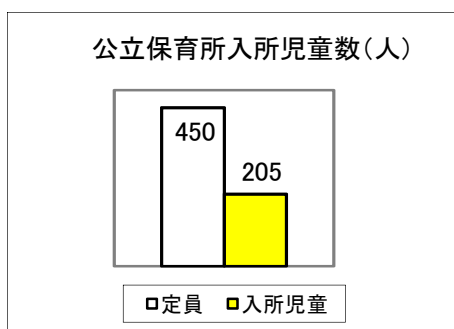
※特別：特別利用保育認定児 保育：保育実施児

(4) 保育所入所状況

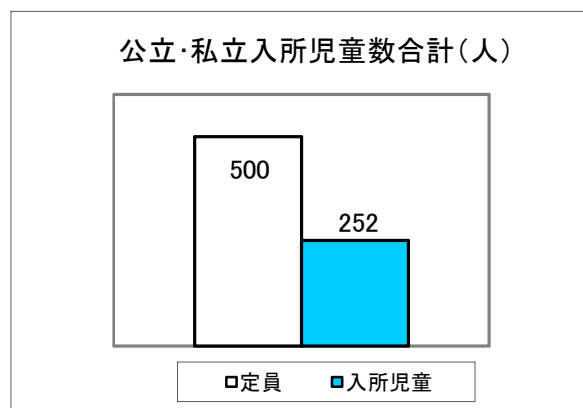
(令和5年4月1日現在)



公立	内海	かるも	大井	日間賀	合計
定員	170	100	90	90	450
入所児童	83	38	54	30	205
入所率	48.8%	38.0%	60.0%	33.3%	45.6%



私立	篠島	合計
定員	50	50
入所児童	47	47
入所率	94.0%	94.0%



公立・私立合計	
定員	500
入所児童	252
入所率	50.4%

(5) 保育の実施基準別状況調べ

令和5年4月1日現在

○父親の保育を必要とする理由

区 分	家 庭 外 労 働		家庭内労働			妊娠 出産	疾病 障がい	看護 介護	就学	育児 休業	その他	計
	雇用		自営業	自営業	内職 その他							
	常 勤	非常勤										
0 歳			1									1
1 歳	10		2								1	13
2 歳	18		11								3	32
3 歳	23		23								3	49
4 歳	26	1	25								2	54
5 歳	45		23								6	74
合 計	122	1	85	0	0		0	0	0	0	15	223
割合	54.7%	0.4%	38.1%	0.0%	0.0%		0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	6.7%	100.0%

○母親の保育を必要とする理由

区 分	家 庭 外 労 働		家庭内労働			妊娠 出産	疾病 障がい	看護 介護	就学	育児 休業	その他	計
	雇用		自営業	自営業	内職 その他							
	常 勤	非常勤										
0 歳						1						1
1 歳	3	7	1			2						13
2 歳	4	14	11		1	1					1	32
3 歳	12	22	13	2								49
4 歳	5	26	20	1	1	1						54
5 歳	13	39	17	1						2	2	74
合 計	37	108	62	4	2	5	0	0	0	2	3	223
割合	16.6%	48.4%	27.8%	1.8%	0.9%	2.2%	0.0%	0.0%	0.0%	0.9%	1.3%	100.0%

- * 「常勤」は会社等に常時勤務している者。「非常勤」はそれ以外の者。パート等。
- * 「育児休業」は3歳以上児童のみ。
- * 「その他」は高齢（65歳以上）またはひとり親家庭等。
- * 保育を必要とする理由に該当しない児童（特別利用保育認定児）を除く。

5 保育事業等

(1) 0・1歳児保育

就労と育児の両方を支援するため、乳児(概ね10か月～)・1歳児保育を実施する。

令和2年度までは、内海・師崎保育所の2保育所で実施。

定員 内海14人(0歳児:3人 1歳児:11人) 師崎15人(0歳児:3人 1歳児:12人)

令和3年度からは、内海・大井保育所の2保育所で実施。

定員 内海25人(0歳児:5人 1歳児:20人) 大井6人(0歳児:2人 1歳児:4人)

入所児童数(延べ人数) 平成年30度～令和4年度

年度	内海		計	大井(令和2年度までは師崎)		計	合計	備考
	0歳児	1歳児		0歳児	1歳児			
30	44	112	156	42	70	112	268	
31	26	83	109	29	125	154	263	
2	27	100	127	23	76	99	226	
3	28	151	179	0	72	72	251	
4	46	84	130	15	33	48	178	
R4 月平均	3.8人	7.0人	10.8人	1.2人	2.7人	4.0人		

(2) 早朝・延長保育

通常の保育時間(8:00～16:00)を越えて、早朝7:30～(月～土)、延長～19:00(平日のみ)の間で各保護者の実情に応じて保育を実施する。(平成27年度より)土曜日は(12:00～13:00)

令和2年度までは、平日の延長保育は、内海・かるも・大井・師崎保育所の4保育所で実施。土曜日保育(延長保育を含む)は、内海・師崎・日間賀保育所の3保育所で実施。

令和3年度からは、平日の延長保育を内海・かるも・大井保育所の3保育所で実施。土曜日保育(延長保育を含む)は、内海・大井・日間賀保育所の3保育所で実施。

延長保育使用料【1か月の料金】

区分	延長時間	使用料
早朝	午前7時30分～午前8時まで	1,000円
延長	午後4時～午後4時30分まで	500円
	午後4時～午後5時まで	1,000円
	午後4時～午後5時30分まで	1,500円
	午後4時～午後6時まで	2,000円
	午後4時～午後6時30分まで	2,500円
	午後4時～午後7時まで	3,000円
土曜日延長	午後12時～午後1時	500円

令和4年度 早朝・延長保育実施状況(年間利用延べ人数)

区分	内海	かるも	大井	合計	月平均
(標準・短時間)早朝	122	15	58	195	16.3
(短時間)延長～19:00	118	30	48	196	16.3
計	240	45	106	391	32.6

(3) 障がい児保育

心身に軽度又は中度の障がいを有し集団保育が可能な児童を保育所で受入れ、健常児とともに保育をすることにより、障がい児の成長、発達の促進を図るとともに、健常児にあっては障がい児に対する思いやりの心を育てることをねらいに実施している。

(4) 一時保育

子育てをしながら週2～3回働く保護者の方や、突然の病気、お年寄りの介護、冠婚葬祭、出産前後の期間など、断続的、一時的に保育が必要な保護者の方のために、保育所に入所していない就学前の児童を対象に、平成17年度より師崎保育所で実施。

令和3年度からは、内海保育所で実施し、令和4年度は年間延べ31人の利用があった。また、大井保育所では定員に余裕のある場合のみ受け入れており、令和4年度は利用者はいなかった。

一時保育使用料

区 分	0・1歳児	2歳児	3歳児	4歳以上児
月曜日～金曜日	2,950円	2,600円	1,600円	1,350円
土 曜 日	1,470円	1,300円	800円	670円

※年齢は児童が4月1日時点で達している年齢

(5) 子育て支援事業

子育て家庭に対する育児不安等についての相談指導、子育てサークル等への支援及び地域の保育資源の情報提供を行うため、平成17年度よりみなみちた子育て支援センターを開所した。

また、平成21年9月に日間賀ちびっこひろばを、平成26年11月に篠島ちびっこひろばを開設した。例年、両島とも各9回ずつ開催している。なお、篠島開催は、9回とも子育て支援センターから職員を派遣、日間賀島開催は年5回子育て支援センターから、残り4回は日間賀保育所から職員を派遣している。

※令和4年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、篠島で6回、日間賀島で3回実施。

実施場所	みなみちた子育て支援センターおひさま 豊丘字有田脇16番地の1（豊丘むくろじ会館内）
対象児童	0歳から未就園児の親子
開所日時	月曜日から金曜日 午前9時から12時までと午後1時から4時まで
事業内容	・子育て広場（自由来所） ・子育て相談（来所相談、電話相談、メール相談） ・子育てサークルの育成・支援 ・子育て情報の発信・提供 ・訪問子育て支援 ・育児講座 ・ミニ講座

子育て支援センター利用状況（延べ利用者人数） 実施日 令和4年度 243日

		H30年度	H31年度	R2年度	R3年度	R4年度
来所	保護者	1,734件	1,363件	597件	1,013件	1,231件
	児 童	2,241件	1,764件	893件	1,210件	1,480件
一日平均	保護者	7.1人	5.7人	2.8人	4.2人	5.1人
	児 童	9.2人	7.4人	4.2人	5.0人	6.1人
相談		32件	39件	19件	32件	36件

各保育所においても、保育所に通っている児童の家庭だけでなく、広く地域の子育て家庭の育児不安などについて相談や助言を行っている。

実施場所	各保育所
相談内容	子どもの発育や子育てに関する相談など
相談方法	電話での相談および来所による面談（来所による面談は、事前申し込みが必要）
相談日時	月曜日から金曜日の保育所開所日 午前9時30分から午後4時

（6）ファミリー・サポート・センター事業

地域において子育ての援助を行いたい方（援助会員）と子育ての援助を受けたい方（依頼会員）が会員となり、地域ぐるみで子育てを支えあう有償のボランティア事業である。ファミリー・サポート・センターでは、子育ての援助を受けたい方と援助を行いたい方をマッチングしている。

令和4年度より、ファミリー・サポート・センターを立上げ、令和4年12月から会員の登録、マッチング等の事業を開始し、安心して子育てができるように仕事と育児の両立を支援している。ファミリー・サポート・センターは子育て支援センター内にある。

会員名	会員登録の要件	登録者数（令和5年3月末）
援助会員	町内に在住し、事業に対する理解と熱意を持ち、積極的に育児を援助する活動ができる20歳以上の方	15人
依頼会員	町内に在住し、生後6か月から小学校6年生までの児童を養育している方	11人
両方会員	援助会員、依頼会員の両方に登録した方	5人

活動時間と報酬額

援助活動日	援助活動時間帯	報酬額（子ども1人1時間当たり）
平日（月～金曜日）	午前7時から午後7時	600円
	午前6時から午前7時 午後7時から午後10時	700円
	午前7時から午後7時	700円
土・日曜日、祝日及び年末年始	午前6時から午前7時 午後7時から午後10時	800円

（7）療育事業

一人一人の子どもの特性を理解し、保護者と一緒に手を携えて、子どもの発達を援助し、家族が子どもと向き合い、主体的な子育てができるように支援するため、平成26年7月より親子通園施設どんぐり園を開設した。令和5年4月現在の通園児童3人

実施場所	どんぐり園 豊丘字有田脇16番地の1（豊丘むくろじ会館内）
対象児童	満2歳児から小学校入学前の乳幼児
開所日時	月曜日から金曜日 午前9時30分から午後1時30分まで
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・親子で通園し、一緒に生活するなかで、基本的な生活習慣の習得や自立を図る。 ・遊びや課題を通して周りの人や物への興味や関心がもてるようにしたり、大人との丁寧なやりとりの中で言葉の理解を深め発達を促す。 ・散歩や運動遊びを通して丈夫な体づくりや運動機能を高めながら心身ともに子どもの発達を助長・育成する。 ・保護者が、専門的なスタッフのアドバイスを受けながら、子どもへの関り方や発達について学ぶことで、子どもを理解し、よりよい発達のために援助する手だてを身につける。

(8) 育児支援事業

保健センターの1歳6か月・3歳児健診・育児相談の結果、支援が必要と思われる児童とその保護者を対象に遊びの場を設け集団的なかわりを通して、社会性を養い、子どもの理解の仕方や関わり方など適切な育児方法を母親に援助・指導している。(昭和57年度よりパンダの会として実施)

平成26年度より令和4年度まで「うさぎの会(2歳児)」・「ひよこの会(1歳児)」に分かれていたが、子どもが減っているため、令和5年度より1・2歳児合同のいちごの会として対応をしている。

○いちごの会

ことばの遅れがある、集団にうまく適応できないなど、子育てで困ったり、悩んだりしている児童とその保護者を対象に、遊びの場を設け、子どもにあった関わり方を見つけたり、生活習慣の自立を促したりと、子どもと一緒にいろいろな遊びを楽しむ体験をする中で、人とふれあう楽しさを感じ、子どもの理解と親子の絆を深める。

会 場	豊丘むくろじ会館 2階 会議室
対象児	令和2年4月2日から令和4年4月1日生まれで未入園児の子どもを持つ親子
指導者	指導保育士、保育士、町保健師
参加者	5組(令和5年10月現在)
開催日	月3回

(9) 苦情解決制度(苦情申出窓口の開設)

社会福祉法第82条の規定により保護者からの相談(苦情)に適切に対応する体制を整えている。保育所に解決責任者(保育所長)、受付担当者(所長代理)及び第三者委員(主任児童委員)を置き、相談(苦情)に対応する。(平成14年度より実施)

(10) 保育所園庭開放

子育て支援事業の一つとして、保育所に入る前の子どもが同年齢の子どもたちと遊べるよう保育所の園庭を次のとおり開放している。

保護者の子育ての情報交換の場としても利用できる。(平成14年度より実施)

令和4年度は、年間のべ28組64人の利用があった。



令和4年度実施期間 令和4年7月～令和5年2月

保 育 所	曜 日		時 間	雨天のとき
内 海	毎月 第1・3	火	午前9時～ 10時30分	中止
か る も		月		
大 井		月		
日 間 賀		月		

□対象者 保育所に入所していない児童とその保護者

□参加費 無料

6 保育所職員の配置状況

令和5年4月1日現在

No.	施設名	保育士職				計	調理員等	合計
		所長	所長代理	主任	保育士			
1	内海保育所	1	1	3	9 (11)	14 (11)	2 (3)	16 (14)
2	かるも保育所	1	1	1	3 (5)	6 (5)	1 (1)	7 (6)
3	大井保育所	1	1	1	5 (6)	8 (6)	1 (3)	9 (9)
4	日間賀保育所	1	1	1	3 (1)	6 (1)	1 (1)	7 (2)
	小計	4	4	6	20 (23)	34 (23)	5 (8)	39 (31)
6	篠島保育園	1	1	3	1 (1)	6 (1)	2	8 (1)
	小計	1	1	3	1 (1)	6 (1)	2	8 (1)
7	子育て支援センター おひさま	1	1		(1)	2 (1)		2 (1)
8	どんぐり園				2		2	(2)
	合計	6	6	9	23 (25)	44 (25)	7 (10)	51 (35)

- 1 () は短時間再任用職員・会計年度任用職員。篠島保育園は臨時職員。
- 2 保育士数に産休、育休取得職員を含む。
- 3 内海保育所・大井保育所「調理員等」の () 内1名は保育事務。
どんぐり園「調理員等」の (2) は給食配送業務員。

7 屋外遊具の設置状況

(1) 保育所園庭等

令和5年4月1日現在

施設名 遊具名	内海 保育所	かるも 保育所	大井 保育所	日間賀 保育所	篠島 保育園	旧中洲 保育所	備考
ブランコ	○	○	○	○	○		
低鉄棒	○	○	○	○	○	○	
遊動盤							
雲梯	○	○		○			
滑り台	○	○	○	○	○		
はん登棒		○					
ジャングルジム	○	○	○	○	○		
メリーローリング	○		○				
リングトンネル						○	
コンビネーション (滑り台、ブランコほか)	○					○	

※旧中洲保育所は平成26年末に廃止したが、園庭は一般開放している。

8 保育料徴収基準額表（令和5年度）

(1) 保育料徴収基準額表

世帯の階層区分		利用者負担額（月額）			
階層区分	定義	3歳未満児		3歳以上児	
		保育標準時間	保育短時間	副食費	
第1階層	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む）	0円	0円	0円	
第2階層	市町村民税非課税世帯（第1階層を除く）	0	0	0	
第3階層	第1階層及び第2階層を除き、当該年度分の市町村民税課税世帯であって、その所得割の額の区分が次の区分に該当する世帯	48,600円未満	19,000	17,000	0
第4A階層		48,600円以上 57,700円未満	29,500	27,000	0
第4B階層		57,700円以上 77,101円未満	29,500	27,000	4,500
第4C階層		77,101円以上 97,000円未満	29,500	27,000	4,500
第5階層		97,000円以上 169,000円未満	39,500	37,000	4,500
第6階層		169,000円以上 301,000円未満	47,500	45,000	4,500
第7階層		301,000円以上 397,000円未満	52,500	50,000	4,500
第8階層		397,000円以上	57,000	54,500	4,500

備考

- 年齢は、入所年度の4月1日現在の満年齢を基準とする。
- 2号・3号認定子どもの属する世帯が次の各号に掲げる世帯で、次の表に掲げる階層に認定された場合は、第1子（最年長児）は、それぞれ次表に掲げる利用者負担額とし、第2子以降を0円とする。
 - 母子世帯等・母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの世帯又は配偶者のいない男子で現に児童を扶養しているものの世帯
 - 在宅障害児（者）のいる世帯・次に掲げる児（者）を有する世帯
 - 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者
 - 療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発見第156号）に定める療育手帳の交付を受けた者
 - 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者
 - 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に定める特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金法（昭和34年法律第141号）に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者

世帯の階層区分		利用者負担額（月額）			
階層区分	定義	3歳未満児（3号認定）		3歳以上児（2号認定）	
		保育標準時間	保育短時間	副食費	
第2階層	市町村民税非課税世帯（第1階層を除く）	0	0	0円	
第3階層	第1階層及び第2階層を除き、当該年度分の市町村民税課税世帯であって、その所得割の額の区分が次の区分に該当する世帯	48,600円未満	9,000	8,000	0
第4A階層		48,600円以上 57,700円未満	9,000	8,000	0
第4B階層		57,700円以上 77,101円未満	9,000	8,000	0

- 第2階層から第4A階層の属する世帯の場合で、支給認定保護者等と生計を一にする3号認定子どものうち、第2子以降の利用者負担額は、次の表に掲げる額とする。

区分	利用者負担額（月額）
ア 第3階層及び第4A階層に属する世帯で、子どもの中で年齢が高い方から数えて2人目（第1子以外の年長）の3号認定子ども	当該世帯が属する階層区分の利用者負担額の1/2の額
イ 第2階層から第4A階層に属する世帯で、子どもの中で年齢の高い方から数えて3人目以降3号認定子ども	0円

- 第3階層から第8階層までに属する世帯で、保育所、幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部若しくは情緒障害児短期治療施設に入園若しくは入所し、若しくは児童発達支援若しくは医療型児童発達支援を利用している小学校就学前の乳幼児（以下「保育所等に入所している子ども」という。）が同一世帯に2人以上いる場合は、次の表に掲げる額をその児童の利用者負担額とする。

区分	利用者負担額（月額）
ア 保育所等に入所している子どもの中で年齢が高い方から数えて最年長児（該当する児童が2人以上の場合は、そのうち1人とする。）	当該世帯が属する階層区分の利用者負担額の全額
イ 保育所等に入所している子どもの中で年齢の高い方から数えて2人目以降	0円

- 18歳に満たない児童（保育の実施の属する年度当初日において18歳に満たない者をいう。）を3人以上養育している世帯に属する第3子以降で3歳未満の児童（その児童が、その年度の途中で3歳に達した場合においても、その年度中は対象児童とみなす。）の保育料は、無料とする。
- 階層区分の認定は、2号・3号認定子どもの保護者及びその他の扶養義務者（民法（明治29年法律第89号）第877条に規定する扶養義務者をいう。ただし、家計の主権者である場合に限る。）の地方税法第292条第1項第2号に規定する市町村民税所得割額（4から8月にかけては前年度分、9月から3月分については当該年度分）の合計額とし、所得割額を計算する場合には、同法第314条の7による寄付金税額控除、同法第314条の8による外国税額控除、同法附則第5条第3項による配当控除、同法附則第5条の4第6項及び同法附則第5条の4の2第5項による住宅借入金等特別税額控除の規定は、適用しないものとする。

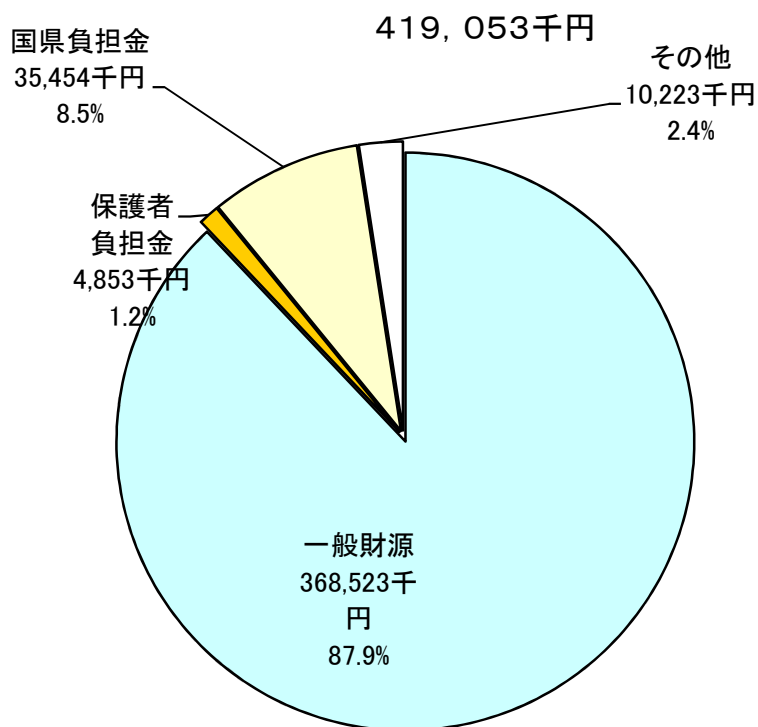
9 保育所運営費の財源内訳(各年度実績)

(1) 平成30年度～令和4年度実績

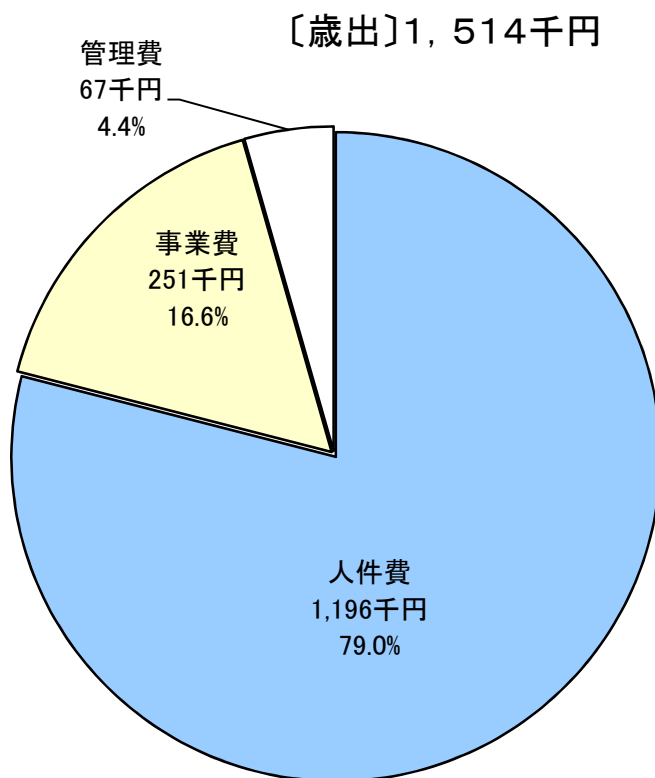
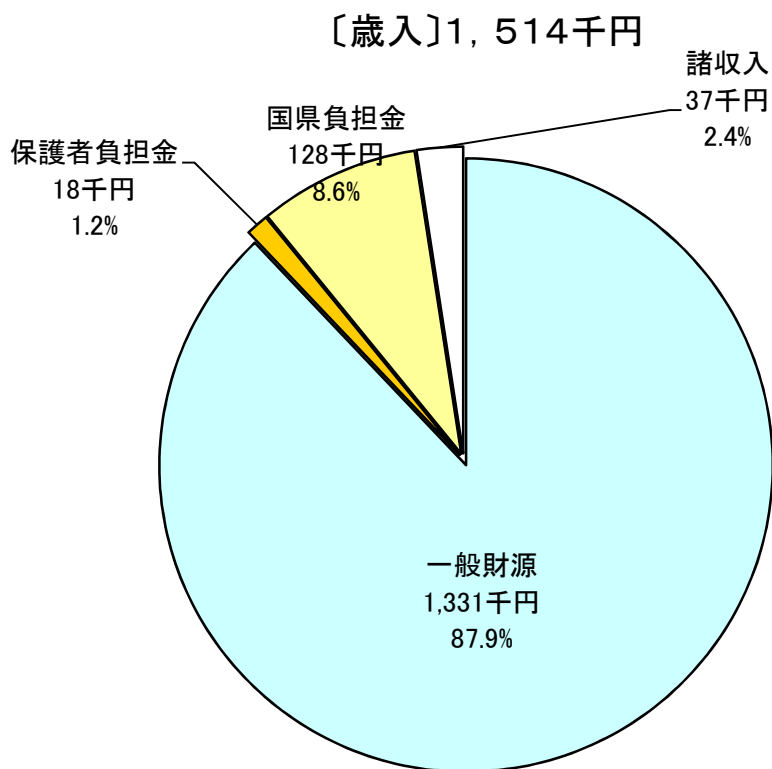
各年度決算額 単位:円

年 度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	
歳 出 (児童運営費総額)	456,205,127 100%	474,410,526 100%	459,939,734 100%	424,934,699 100%	419,052,212 100%	
歳 入	保育料及び使用料a 保護者負担率	69,073,220 15.1%	36,061,660 7.6%	8,382,050 1.8%	7,030,260 1.7%	4,852,850 1.2%
	国 県 負 担 金 b	24,139,218 5.3%	42,954,668 9.1%	41,197,144 9.0%	35,931,337 8.5%	35,454,072 8.5%
	そ の 他 c	5,679,800 1.2%	10,579,570 2.2%	8,712,410 1.9%	13,203,068 3.1%	10,222,530 2.4%
	小 計 (b + c)	29,819,018 6.5%	53,534,238 11.3%	49,909,554 10.9%	49,134,405 11.6%	45,676,602 10.9%
	町 負 担 分	357,312,889 78.32%	384,814,628 81.11%	401,648,130 87.33%	368,770,034 86.78%	368,522,760 87.94%
	合 計	456,205,127	474,410,526	459,939,734	424,934,699	419,052,212
	運営費に対する児童 一人当たりの経費	1,221千円	1,326千円	1,357千円	1,406千円	1,514千円
年 間 延 児 童 数	4,485人	4,295人	4,071人	3,626人	3,322人	
月 平 均 児 童 数	374人	358人	339人	302人	277人	

令和4年度保育所運営費の財源内訳



(2) 園児一人あたりの経費(令和4年度実績)



10 台風、大雨等異常気象時の対応について

南知多町に「暴風（雪）警報」、「警戒レベル3以上」が発令された場合

登園前

- (1) 午前6時30分以前に、発令された場合
 - 暴風（雪）警報、警戒レベル3以上が解除されるまで、自宅待機をお願いします。
- (2) 「暴風（雪）警報」、「警戒レベル3以上」が解除された場合
 - ① 午前6時30分までに解除された場合
 - 平常通り保育を行います。
 - ② 午前6時30分から午前11時00分までの間に解除された場合
 - 解除後から保育を行います。（給食実施）
 - ③ 午前11時までに解除されない場合
 - 休園。

登園後

- (1) 保育時間中に「暴風（雪）警報」、「警戒レベル3以上」が発令された場合
 - 状況に応じて、お迎えをお願いします。

※令和元年6月より、水害・土砂災害について、市町村が出す避難情報と国や都道府県が出す防災気象情報を5段階に整理しました。市町村が「警戒レベル3」を発令した場合、避難に時間を要する人（高齢者や障害のある方、乳幼児等）とその支援者は、避難となります。

「大雨、洪水、大雪等の警報」が発令された場合

- (1) 大雨、洪水、大雪等警報が発令された場合
 - 平常通り保育を行います。
ただし、保育することが危険であると予測される場合は、自宅待機や早めのお迎えをお願いします。

※気象情報並びに南知多町メールサービス又は保護者会連絡網等での連絡にご注意ください。



11 保育所給食について

南知多町の公立保育所では、栄養士が作成した統一献立を実施しており、乳児、幼児とも完全給食をしています。(私立保育園については統一献立をベースに園独自の献立を取り入れています。)添加物の多いものや、半調理食品は使用せず、旬の野菜・果物・魚をとり入れた季節感のある献立で、食べ物の持ち味をいかしたうす味の、手作りの給食です。

低年齢の子どもを預かる保育所として、より安全を考慮して、すべての食品は加熱し、生野菜のサラダは出していません。給食で使う食品は、毎朝、保育所近くの商店に届けていただいています。子ども達の食事時間に合わせて、調理員が毎日の給食を作っています。

アレルギーのある子どもに対しては、診断書に基づき除去、代替食の対応をしています。

保育所の給食 主食・・・ごはん(月・水・木) パン(火・金)

1～2歳児・・・一日の必要量(1,100kcal)の50%を保育所で食べます。

朝	おやつ	昼	おやつ	夕
25%	10%	30%	10%	25%

550kcal



3～5歳児・・・一日の必要量(1,400kcal)の40%を保育所で食べます。

朝	昼	おやつ	夕
30%	30%	10%	30%

560kcal



乳幼児期は子どもの心と体が大きく成長する時期です。毎日おやつを含めて4回の食事は、1日の活動と成長に必要な栄養量を取り入れるだけでなく、食事のおいしさ、楽しさを味わったり、食事のしかたを身につけたりするものでもあるのです。

家庭の食事と保育所の食事の両方が子どもにとって必要なものです。保育所では年齢にあった食事習慣を身につけるために給食の内容や、食事のとり方など十分留意しています。

月末には、翌月の献立表、食育だよりを発行しています。家庭での食事の参考になればと存じます。

12 子ども・子育て支援新制度について

子ども・子育て支援新制度の概要

平成27年4月、子ども子育て関連3法に基づき、子ども・子育て支援新制度が全国で一斉に始まりました。

新制度は、「認定こども園」や「保育所」の利用に関して、基本的な仕組みが共通化され、さらに、「地域型保育事業」が認可事業として新たに加わることで、多様な施設や事業の中から選択できる仕組みとなっています。

利用のながれ

保育所を利用するにあたっては、保護者の方は、先に保育の必要性の認定(以下「保育認定」といいます)を受けていただく必要があります。町から認定される3つの認定区分に応じて、利用可能な施設等が異なります。認定後、町から認定証が交付されます。

○3つの認定区分

認 定 区 分		対 象 等		利用できる施設等
1号	教育標準認定	満3歳以上	保育の必要性がなく、教育を希望される場合	幼稚園、認定こども園
2号	保育認定	満3歳以上	「保育の必要な事由」に該当し、保育を希望される場合	保育所、認定こども園
3号	保育認定	満3歳未満		保育所、認定こども園、地域型保育

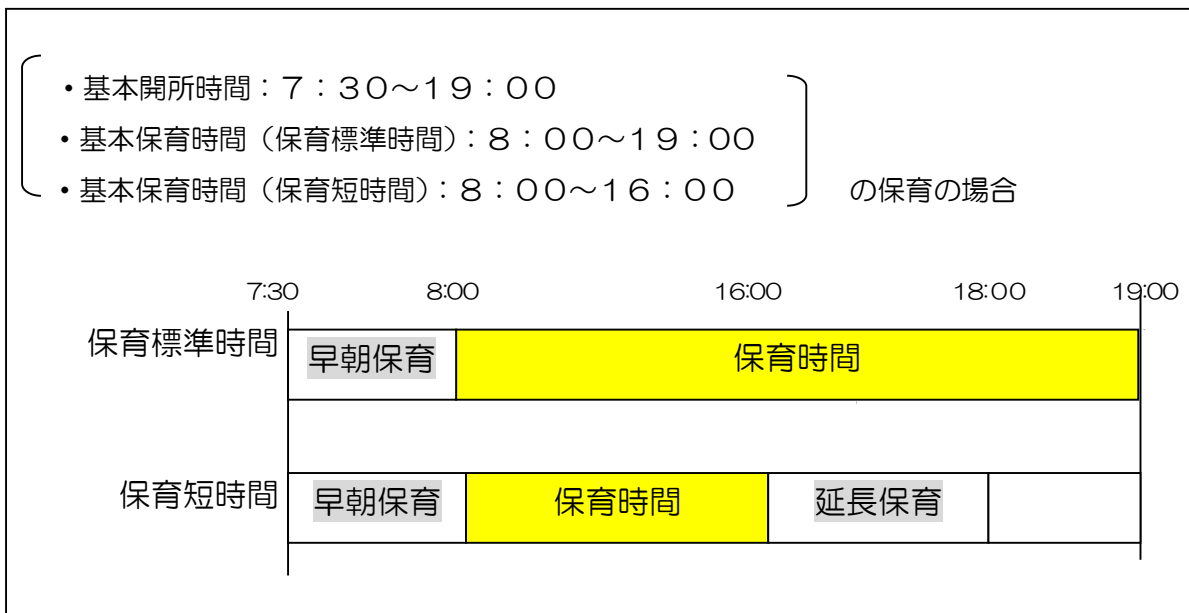
○保育の必要量

2号又は3号認定を受ける方は、父母の就労状況等によって利用できる時間や保育料が異なります。

実際の利用時間は、各保育所(園)の開所時間内で、認定区分や保護者の就労状況等を考慮して決定します。決められた利用時間帯以外の時間帯で利用される場合は、延長保育となりますので、延長保育料が別途かかります。

保育標準時間(月120時間以上の就労が常態である場合)	⇒	利用時間: 最長11時間
保育短時間(月64時間以上120時間未満の就労の場合)	⇒	利用時間: 最長8時間

【利用時間のイメージ】



○利用のながれ



13 保育所入所申し込みの手引き

1 保育所の目的と役割

保育所は「保育が必要な乳幼児」を保育する目的の施設であり、養護と教育を一体的にすすめ、乳幼児の心身の健全な発達をめざし、豊かな人間性をもった子どもの育成を図ることを目的としています。

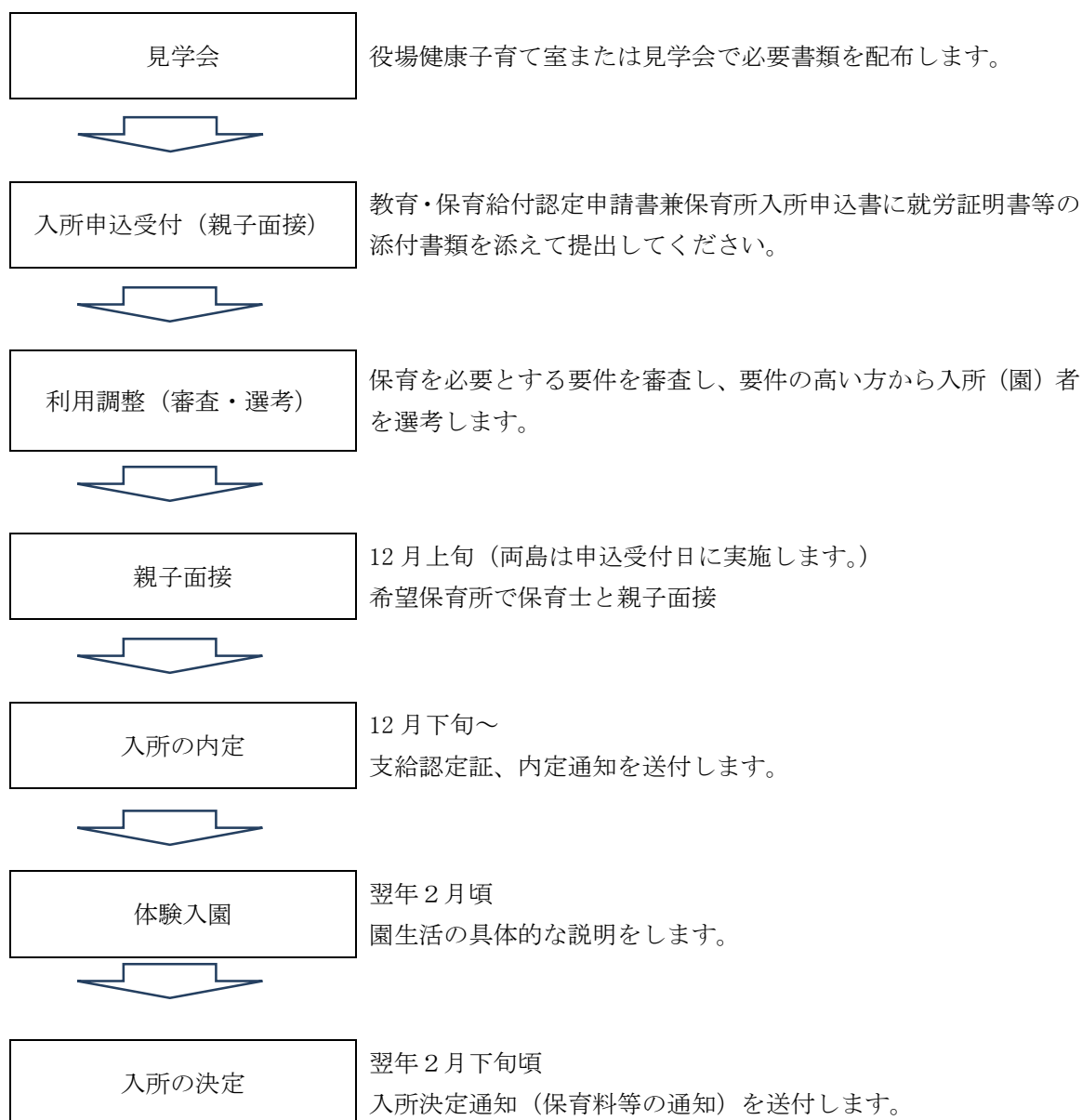
2 南知多町の保育所

南知多町には公立の保育所4か所と私立の保育園1か所があります。

保育目標は、「現在を最もよく生き、望ましい未来をつくり出す力の基礎を培う 心身ともにたくましく、よく遊ぶ子ども」とし、それぞれの特色を生かした保育を推進しています。

入所希望の保育所をご自分で任意に選択できますが、それぞれの保育所には定員が設定してあり、ご希望に添えない場合があります。

3 保育所（園）へ入所までの流れ



4 入所の基準

※南知多町に住民票がある方が入所できます。

①保育を必要とする理由がある場合の入所（保育実施児といいます）

1. 家庭外労働 … 1ヵ月に64時間以上家庭外で労働することが常態である場合
2. 家庭内労働 … 1ヵ月に64時間以上家庭内で労働することが常態である場合
(自営業・内職等)
3. 母親の出産等 … 妊娠中である又は出産後間がない場合
4. 疾病等 … 病気、負傷、精神もしくは心身に障がいをもっている場合
5. 疾病の看護等 … 同居の親族（入院などをを含む）を常時介護又は看護している場合
6. 家庭の災害 … 震災、風水害、火災その他の災害の復旧にあたる場合
7. 求職等 … 求職活動（起業準備を含む）を継続的に行っている場合
8. 就学等 … 就学（職業訓練校等における職業訓練を含む）している場合
9. 虐待 … 児童虐待を行っている又は、再び行う恐れがある場合
10. DV … 配偶者からの暴力により、児童の保育を行うことが困難な場合
11. 育児休業 … 育児休業中であって、保育所を引き続き利用する必要があると認められる場合
12. その他 … その他、上記に類する状態として町長が認める場合

☆0・1・2歳児を入所するための就労の基準として、0・1歳児：社会保険加入相当の就労（月80時間以上）、2歳児：雇用保険加入相当の就労（月64時間以上）としています。

②定員に余裕がある場合の入所（特別利用保育認定児といいます）

保育を必要とする理由のある児童が入所して、なお施設の定員に余裕がある場合は、保育が必要な理由がなくても、特別利用保育認定児として入所出来ます。（ただし、3歳児以上に限ります）

5 入所申込に必要な書類

- ① 教育・保育給付認定申請書兼保育所入所申込書（児童一人につき1枚）
- ② 保育を必要とする事由を証明する書類（就業証明書など）
- ③ 【該当者のみ】父母の市町村民税課税証明書
- ④ 【該当者のみ】延長保育申込書

6 入所の優先順位

申込受付終了時点で、定員を超過している保育所は、入所時（4月）の状況に応じて「保育所入所選考基準表」に基づき、高い点数順に入所内定とさせていただきます。

同じ点数で全ての方が入所できない場合は、抽選によって順位を決めさせていただきます。同じ条件でも調整指数を加算する場合や減点する場合がありますのでご了承ください。

さらに、常勤とパートでは、常勤が優先となります。その他いろいろなケースが考えられますので、その都度保育が必要な度合で点数を決定させていただきます。

☆常勤とは、扶養家族から外れて、自分自身が健康保険に加入されている方のことをいいます。

☆保育を必要とする事由を証明する書類（就業証明書など）は、父母のみの証明書で受付できますが、65歳未満の同居されている扶養義務者（祖父母等）の証明書がない場合は、減点の対象となります。

保育を必要とする事由を証明する書類一覧

◎…役場の様式

○…ご自身で用意していただく書類

区 分	形 態	必要な書類
1 家庭外労働	漁業・農業の経営者 (家族を含む)	◎農漁業申立書〈水色〉
	漁業・農業で 雇われている方	
	外勤(常勤・パート)	◎就労証明書〈白色〉
	自営業(居宅外)	
2 家庭内労働	自営業(居宅内)	
	内 職	
3 母親の出産等	出産(前後2ヵ月)	◎疾病看護等申立書〈黄色〉 ○母子手帳の写し(表紙と出産予定日がわかる箇所)
4 疾 病 等	疾 病	◎疾病看護等申立書〈黄色〉 ○医師の診断書
	障がい	◎疾病看護等申立書〈黄色〉 ○障害者手帳、療育手帳等
5 疾病の看護等	看 護	◎疾病看護等申立書〈黄色〉 看護する対象者が ①疾病の場合…○医師の診断書 ②障がいの場合…○障害者手帳、療育手帳等 ③介護の場合…○介護保険証の写し
6 家庭の災害	災 害	◎申立書〈緑色〉 ○罹災証明書
7 求職等	求職(最大で90日)	◎申立書〈緑色〉 ○求職活動がわかる書類
8 就学等	就 学	◎申立書〈緑色〉 ○在学証明書等
9 虐待	児童虐待	○意見書
10 DV	D V	◎申立書〈緑色〉 ○DV 証明書
11 育児休業	育児休業	◎育児休業証明書
12 その他	保育を必要とする場合	◎申立書〈緑色〉

※1 上記以外も理由によりその他書類を求める場合があります。

8 入所決定について

保育所入所決定通知書は2月下旬頃の発送を予定しています。

9 保育料等・使用料

保育料等は、児童の属する世帯の負担能力に応じて徴収します。算定は、世帯の扶養義務者のうち、父母の前々年・前年の所得に対する市町村民税額および児童の年齢等階層区分により決定されます。（なお祖父母等が同居で家計の主宰者（生活をする上での最たる収入者等）の場合は、祖父母等の分も含みます。）

なお、3歳児以上の児童及び非課税世帯の3歳児未満の保育料については、令和元年10月から開始した国の幼児教育・保育の無償化制度により、無償となっています。

無償化に伴い、給食費（主食費・副食費）は実費徴収としています。なお、副食費については、階層や軽減対象により無償となる場合があります。

4月～8月の保育料	9月～翌年3月の保育料
前年度の市町村民税	当年度の市町村民税

☆保育料は月単位です。ただし、月途中に入退所した場合は日割した金額を徴収します。

☆早朝・延長保育を利用すると、保育料の他に、早朝・延長保育使用料が必要です。

▼町内保育所一覧

内海保育所	住 所：内海字兼井 170-3 保育年齢：10ヵ月～5歳児 開所時間：午前7時30分～午後7時 特別保育：乳児保育、早朝・延長保育、一時保育	TEL：62-0600 定員：170人
かるも保育所	住 所：豊浜字上之山 13-4 保育年齢：2歳児～5歳児 開所時間：午後7時30分～午後7時 特別保育：早朝・延長保育	TEL：65-0284 定員：100人
大井保育所	住 所：大井字塩屋 23 保育年齢：10ヵ月～5歳児 開所時間：午前7時30分～午後7時 特別保育：乳児保育、早朝・延長保育、一時保育	TEL：63-0355 定員：90人
日間賀保育所	住 所：日間賀島字三ツ林 7-7 保育年齢：2歳児～5歳児 開所時間：午前8時～午後4時 特別保育：延長保育（土曜日のみ）	TEL：68-2636 定員：90人
篠島保育園 (私立)	住 所：篠島字照浜 27 保育年齢：2歳児～5歳児 開所時間：午前8時15分～午後4時15分 特別保育：なし	TEL：67-2136 定員：50人

14 保育所施設の状況

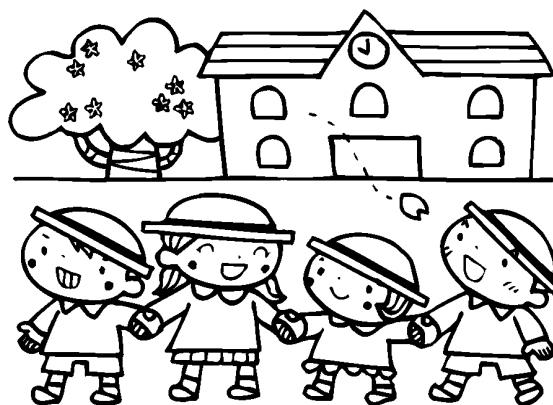
令和5年4月1日現在

施設名	建設年月日	構造(階)	保育室数	入所児童	定員	敷地面積	建物面積	所在地	TEL
内海保育所	H1.3.5	RC(2)	7	86	170	4,353.3	1,114.7	内海字兼井170の3	62-0600
かるも保育所	S54.3.10	RC(2)	5	46	100	2,211.0	599.3	豊浜字上之山13の4	65-0284
大井保育所	H5.3.10	RC(2)	4	54	90	2,234.0	575.9	大井字塩屋23	63-0355
日間賀保育所	S48.2.29	W(1)	5	42	90	1,704.8	580.3	日間賀島字三ツ林7の7	68-2636
篠島保育園	S63.3.31	RC(2)	5	40	50	1,632.0	605.8	篠島字照浜27	67-2136
計			26	268	500	12,135.1	3,476.0		

※山海保育所は平成17年度末・片名保育所は平成18年度末・須佐保育園は平成23年度末廃止

※中洲・豊浦保育所は平成26年度末廃止

※師崎保育所は令和2年度末廃止



15 保育所配置図



※子育て支援センターは平成 26 年 7 月より豊丘むくろじ会館へ移設しました。
※平成 26 年 7 月より親子通園施設どんぐり園が開設されました。

南知多町保育所のホームページ
<http://www.town.minamichita.lg.jp/main/>
健康子育て室メールアドレス
kenko@town.minamichita.lg.jp